

■表 1 補装具給付制度の新旧対比

	旧制度	新制度
実施根拠	身体障害者福祉法第 20 条 児童福祉法第 21 条の 6	障害者自立支援法第 76 条
品目基準	厚生労働大臣の定める基準（告示）	厚生労働大臣の定める基準（告示）
給付形態	補装具の交付または修理	補装具の購入または修理に要した費用 （補装具費）の支給
契約方式	市町村と補装具製作者間の補装具 製作委託	申請者と補装具製作者間の直接契約
判定	身体障害者更生相談所	身体障害者更生相談所
業者指定	市町村と補装具製作委託を締結した 業者に限る	特に制限なし
自己負担	本人・扶養義務者の課税額によって 自己負担額を決定（応能負担）	購入または修理に要した費用の 1 割 （基準額超過分は自己負担） 低所得者には負担上限額あり
公費負担	国 1/2+政令市 1/2 または 国 1/2+県 1/4+市町村 1/4	国 1/2+県 1/4+政令市・市町村 1/4
公費の 支払方法	補装具の引き渡し時に自己負担額を申 請者が補装具製作者に支払い、業者は 総額費用から自己負担額を控除した公 費負担額を政令市・市町村に申請する	(1) 償還払い方式：申請者が補装具製作 業者に全額支払い、後に還付 (2) 代理受領方式：申請者が自己負担額 を業者に支払い、業者は総額費用か ら自己負担額を控除した額を政令 市・市町村に申請する
適用日	平成 18 年 9 月 30 日の申請まで	平成 18 年 10 月 1 日以降の申請